

平成29(2017)年度

河川水質検査結果（向原町分）

毎年、市内の河川の水質を把握するため、水質検査を行なっています

水質検査項目		水素イオン濃度 (pH)		生物化学的酸素要求量 (BOD)		浮遊物質量 (SS)		溶存酸素量 (DO)		大腸菌群数	
		7が中性、7より下は酸性、7より上はアルカリ性。		BODの値が大きいほど有機性の汚れが大きい。		SSが大きいほど水の濁り透明度が悪い。		汚染度が高ければ少なく、きれいな水ほど酸素が多い。			
河川環境基準値 (A類型)		6.5以上 8.5以下		2mg/ℓ 以下		25mg/ℓ 以下		7.5mg/ℓ 以上		1,000MPM /100ml以下	
NO	検査場所	検査月		9月	3月	9月	3月	9月	3月	9月	3月
		9月	3月								
1	戸島川 上滝川橋	6.8	7.0	定量下限値未満	定量下限値未満	2	1	9.4	11	24,000	1,100
2	佐山川 上流	6.6	6.8	定量下限値未満	定量下限値未満	1	1	9.3	11	2,400	330
3	三篠川 採石場下流	6.8	6.9	定量下限値未満	0.5	定量下限値未満	定量下限値未満	9.1	11	2,400	170
4	山田川 叶木橋	6.6	6.6	0.6	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	9.1	11	3,300	230
5	大迫川 中央浄化センター	7.5	7.3	定量下限値未満	定量下限値未満	1	1	9.2	10	24,000	3,300
6	三篠川 高大地橋	7.0	7.0	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	9.3	11	4,900	1,300
7	三篠川 長田浄化センター	7.0	7.0	0.5	定量下限値未満	1	1	9.5	12	13,000	7,000

※環境基準とは

- ・環境基本法により生活環境を保全する上で望ましい基準のことをいう。
 - ・利用目的に応じて、AA類型からE類型の6段階に分かれている。
 - ・A類型は、沈殿ろ過等により浄水操作をおこなえば飲料水として利用できる。
- 又、ヤマメ、イワナ等の水産生物の生息も可能である。

**みんなできれいな水を守るために
家庭の排水等の浄化を心がけましょう**